エコマーク商品類型 No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.13」認定基準書

# 分類 C-3　～壁紙～

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

## １．認定基準制定の目的

本商品類型は、2002 年 4 月 20 日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002 年 7 月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

## ２．適用範囲

□壁紙　JIS A 6921、およびこれに相当する壁紙

## ３．用語の定義

| | |
|---|---|
| ケミカルリサイクル繊維 | ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマーを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。 |
| 古紙 | 市中回収古紙および産業古紙。 |
| 市中回収古紙 | 店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。 |
| 産業古紙 | 原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。<br>ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者によ |

| | |
|---|---|
| | り紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない（平成 3 年 12 月 24 日通商産業省「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について」より）。 |
| 古紙パルプ | 使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを難解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ |
| 古紙パルプ配合率 | 製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100（%）で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。 |
| 損紙 | 製紙工程で生じるくず紙。損紙には、抄紙機の湿部で出るぬれた損紙と、乾燥部以後及び仕上げ工程から出る乾燥損紙とがある。これは、普通離解して再使用する（JISP0001：紙・板紙及びパルプ用語より）。<br>濡れた損紙をウェットブローク、乾燥した損紙をドライブローク、そのまま系内で原料として使用されるものを回流損紙、一度工場内に保管され原料として使用されるものを仕込み損紙と呼ぶこともある。 |
| 再生材料 | プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。ただし、本商品類型は、未利用繊維などを再生材料に含めることとする。 |
| プレコンシューマ材料 | 製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。 |
| ポストコンシューマ材料 | 製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。 |
| 未利用繊維 | コットンリンターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。 |
| 再生材料配合率 | 製品の全原料(添加剤などの副原料を含む)に対する再生材料の使用割合(質量%)。<br>すなわち、再生材料配合率＝再生材料／全原料、である。<br>水分を含むものは乾燥質量を用い、焼成品および溶融品は加熱により燃焼減量する質量を除いて算出した値とする。 |
| 処方構成成分 | 製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。 |
| プラスチック | 単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。 |
| ポリマー | プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。 |

| | |
|---|---|
| 添加剤 | 製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。 |
| リサイクル | マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。 |

## ４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち 4-1.(1)の証明の一つである原材料供給者の発行する「原料供給証明書」および 4-2. (9)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

### 4-1.環境に関する基準と証明方法

(1) 原料として、表 1 に定めた再生材料種のいずれかを単独で、または複数の再生材料を複合的に配合し、再生材料配合率が、製品質量全体（接着剤、印刷インキなどを除く）の 50%以上であること。また、複数の原料区分にまたがって再生材料を使用する場合、使用量が製品質量全体の 20%以上の材料については、当該材料種の総質量に対して表 1 に定める再生材料配合率以上使用すること。ただし、ポストコンシューマ材料のみからなる再生プラスチックを単独で配合している製品は、再生材料配合率が、製品質量全体（接着剤、印刷インキなどを除く）の 25%以上とする。

**表 1　再生材料の基準配合率**

| 再生材料種 | 再生材料配合率(%) | |
|---|---|---|
| 紙（古紙パルプ） | 50 | |
| プラスチック | プレコンシューマ材料 50 | ポストコンシューマ材料 25 |
| 繊維[注 1] | 50 | |
| ガラス | 50 | |

注 1：ケミカルリサイクル繊維は、モノマ量として再生モノマが基準配合率を満たすこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ配合している再生材料の種類を記入し、再生材料の配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。

(2) 製品は、紙および繊維において、別表1に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製紙事業者、染料製造事業者

または染色事業者の証明書を添えて提出すること。

(3) 製品は、印刷インキについて、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制（ネガティブリスト規制）」で規制する物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

(4) プラスチック系壁紙（加工原紙の表面にプラスチック層の塗布皮膜を形成させ、印刷・型押しなどの加工を施した壁紙）は、塩化ビニル樹脂の使用量は100g/m²以下であること。

【証明方法】
申込者は付属証明書への本項目への適合状況を記入すること。

(5) 製品は、表2の安全規定を満たすこと。

**表 2　安全規定**

| 物質名 | 基準値 | 測定方法 |
|---|---|---|
| ホルムアルデヒド | 0.2mg/ﾘｯﾄﾙ以下 | JIS A 6921 による |
| TVOC | 100 μ g/m²･h | JIS A 1901 による |

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、JIS A 6921に従って試験結果を提出すること。
ただし、ホルムアルデヒドの試験結果については、2003 年 3 月 20 日改正後の JIS マーク表示品（壁紙 JIS A 6921）および国土交通大臣認定製品は、JIS 認定品および国土交通大臣認定製品であることの証明書で代えることができるものとする。
TVOCの測定方法はJIS A 1901に基づき、JISA6921の付属書1による試験片の作成方法及び測定条件を用い、試験片の大きさはシール工程を前提とし165mm±3mmの正方形とする。評価基準は、小型チャンバー法により1、3、7日後の放散速度を測定して7日後の値を原則として評価の対象とするが、3日後の値でもよい。

(6) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

【証明方法】
申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

(7) ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加している製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。

【証明方法】
申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、廃棄時に回収とリサイクルが確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

(8) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

【証明方法】
申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

(9) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。
なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因､是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
   1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
   2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
   3)記録文書の保管について定めたもの
   4)再発防止策(今後の予防策)
   5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

**4-2. 品質に関する基準と証明方法**

(10)製品は、JIS A 6921「壁紙」に適合していること。ただし、ホルムアルデヒド放散量の規定は適用しない。
また、加工紙壁紙およびプラスチック系壁紙以外の壁紙は、JIS A 6921に準じている自社規格に適合していることに代えることができるものとする。

【証明方法】
申込者は、該当する JIS 規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS 認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。JIS 相当品は、JIS A 6921 に準じている自社規格に適合していることの証明書を提出すること。

**５．商品区分、表示など**

(1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。

(2) マークの下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。
環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生材料を使用・○○%」もしくは「再生材料を使用・○○%以上」、二段目に「再生材料の名称（表3

のとおりとし、複数の場合、多い順に上位2種まで）」と記載すること。○○%は製品全体に占める再生材料の数値を記載すること（小数点以下は切り捨てとする。同一商品区分内で再生材料の配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること）。なお、○○%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

エコマーク商品類型No.123「再生材料を使用した建築用製品」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

**表 3 再生材料種と表示する材料名**

| 再生材料種 | 表示する材料名 |
|---|---|
| 古紙パルプ | 紙 |
| プラスチック | プラスチック |
| 繊維 | 繊維 |
| ガラス | ガラス |

以下に例を示す。

(株)××××(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

---

| | |
|---|---|
| 2007 年 5 月 5 日 | 制定予定(Version2.0) |
| 2008 年 2 月 14 日 | 改定(4-1.(5)version2.3) |
| 2009 年 5 月 1 日 | 改定(2.用語の定義) |
| 2010 年 3 月 15 日 | 有効期限延長 |
| 2011 年 3 月 1 日 | 改定(5. (2)version2.9) |
| 2012 年 6 月 15 日 | 改定(5. (3)削除、4-1. (9)追加 version2.12) |
| 2016 年 3 月 15 日 | 有効期限延長 |
| 2022 年 12 月 31 日 | 有効期限 |

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別 表 1

## 染料

以下の a、b および c に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。
羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

a.分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

| | | |
|---|---|---|
| 発癌性ランク（Ａ１） | | |
| 92-67-1 | 4-aminobiphenyl | C1(EU),1(NTP,IARC) |
| 92-87-5 | Benzidine | C1(EU),1(NTP,IARC) |
| 95-69-2 | 4-chloro-o-toluidine | 2A(NTP,IARC) |
| 91-59-8 | 2-naphthylamine | C1(EU),1(NTP,IARC) |
| 発癌性ランク（Ａ２） | | |
| 97-56-3 | o-aminoazotoluene | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 99-55-8 | 2-amino-4-nitrotoluene | 3(NTP,IARC) |
| 106-47-8 | 4-chloroaniline | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 615-05-4 | 2,4-diaminoanisole | 2B(NTP,IARC) |
| 101-77-9 | 4,4'-diaminodiphenylmethane | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 91-94-1 | 3,3-dichlorbenzidine | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 119-90-4 | o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 119-93-7 | o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 838-88-0 | 4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 120-71-8 | p-cresidine | 2B(NTP,IARC) |
| 101-14-4 | 4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane | C2(EU), 2A(NTP,IARC) |
| 101-80-4 | 4,4'-diaminodiphenylether | 2B(NTP,IARC) |
| 139-65-1 | 4,4'-diaminodiphenylsulfide | 2B(NTP,IARC) |
| 95-53-4 | o-toluidine | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 95-80-7 | 2,4-diaminotoluene | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 137-17-7 | 2,4,5-trimethylaniline | |
| 90-04-0 | o-anisidine | C2(EU), 2B(NTP,IARC) |
| 95-68-1 | 2,4-xylidine | 3(NTP,IARC) |
| 87-62-7 | 2,6-xylidine | 2B(NTP,IARC) |
| 60-09-3 | 4amino-azo-benzene | C2(EU) |

b. 発癌性染料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 569-61-9 | C.I. BASIC RED 9 | CI 42500 | C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 | C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex |
| 3761-53-3 | C.I. ACID RED 26 | CI 16150 | 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex |
| 6459-94-5 | C.I. ACID RED 114 | CI 23635 | 2B(NTP,IARC) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2602-46-2 | C.I. DIRECT BLUE 6 | CI 22610 | C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex |
| 1937-37-7 | C.I. DIRECT BLACK 38 | CI 30235 | C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex |
| 573-58-0 | C.I. DIRECT RED 28 | CI 22120 | C2,R3(EU) , Oeko-Tex |
| 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 | Oeko-Tex |

c. 皮膚感作性染料

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2475-46-9 | C.I. DISPERSE BLUE 3 | CI 61505 | ETAD, Oeko-Tex |
| 12222-75-2 | C.I. DISPERSE BLUE 35 | | ETAD, Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE BLUE 106 | | ETAD, Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE BLUE 124 | | ETAD, Oeko-Tex |
| 2832-40-8 | C.I. DISPERSE YELLOW 3 | CI 11855 | ETAD, Oeko-Tex |
| 730-40-5 | C.I. DISPERSE ORANGE 3 | CI 11005 | ETAD, Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE ORANGE 37 | | ETAD, Oeko-Tex |
| 2872-52-8 | C.I. DISPERSE RED 1 | CI 11110 | ETAD, Oeko-Tex |
| 2475-45-8 | C.I. DISPERSE BLUE 1 | CI 64500 | Oeko-Tex |
| 3179-90-6 | C.I. DISPERSE BLUE 7 | CI 62500 | Oeko-Tex |
| 3860-63-7 | C.I. DISPERSE BLUE 26 | CI 63305 | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE BLUE 102 | | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE ORANGE 1 | CI 11080 | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE ORANGE 76 | | Oeko-Tex |
| 2872-48-2 | C.I. DISPERSE RED 11 | CI 62015 | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE RED 17 | CI 11210 | Oeko-Tex |
| 119-15-3 | C.I. DISPERSE YELLOW 1 | CI 10345 | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE YELLOW 9 | CI 10375 | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE YELLOW 39 | | Oeko-Tex |
| | C.I. DISPERSE YELLOW 49 | | Oeko-Tex |

参考： 国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100